

荒川区立第四峡田小学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は東京都荒川区立第四峡田小学校 P T A と称し、事務所を東京都荒川区立第四峡田小学校(東京都荒川区町屋 2 丁目 1 1 番 6 号)内におく。
- 第 2 条 本会は家庭と学校が協力して教育の充実をはかり児童の福祉を増進するとともに会員相互の親睦と向上をはかる。
- 第 3 条 本会は本校在籍児童の父母またはこれに代わるものおよび教職員をもって会員とする。

第 2 章 会 計

- 第 4 条 本会の経営は会費およびその他の収入をもって支弁する。
- 第 5 条 会費は児童 1 人につき月額 3 0 0 円とする。(年 1 1 ヶ月分納入)
会費免除の特例は役員がその都度協議して決定する。
- 第 6 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会に下記役員をおきその任務は次のとおりとする。
- 1、会 長 1 名 父母 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - 2、副会長 若干名 父母 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその代理をつとめる。また、各種委員の委員長を兼任することができる。
 - 3、書 記 若干名 父母 教員 2 名 書記は会議を記録し文書の作成及び保管をつかさどる。
 - 4、会 計 若干名 父母 教員 2 名 会計は本会の会計事務をつかさどる。
 - 5、庶 務 若干名 父母 教員 2 名 一般庶務をつかさどる。
- 第 8 条 本会に下記監査をおきその任務は次のとおりとする。
- 会計監査 2 名
実行委員会において 2 名を推薦し、年度始めの総会において承認をうける。
会計監査はその年度の会計を監査する。

第9条 役員および監査の任期は次のとおりとする。

- 1、会長・副会長・書記・庶務の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし同一役職の任期は原則として3年までとする。
- 2、会計および会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし2年までとする。
- 3、役員および会計監査に欠員が生じた場合は実行委員会で協議の上これを補充する。補充役員の任期はその年度内とする。

第10条 役員の選出および就任は次のとおりとする。

- 1、役員2名を相談役とし、各学年の父母より1名、教員より2名、計10名による役員候補選考委員会をつくる。
- 2、役員候補選考委員会は次年度役員候補者を選考し年度末実行委員会において報告し承認を得る。
- 3、役員選考委員会は広くPTA会員に開示し、副会長・会計・書記・庶務・各種委員長の内候補を募る。会長は原則として、前年度副会長の中から推薦する。

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合、役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 刑事罰等を受けた時
- (3) 職務上の義務違反または役員にふさわしくないと認められるとき

解任にあたって、実行委員会において出席者の過半数の同意が得て役員の辞任を勧告することができる。勧告に応じない場合は臨時総会の議決をもって解任することができる。

第4章 各種委員

第12条 本会に下記委員会をおく。その任務、は次のとおりとする。

また、各委員ともに任期は1年とし、再任を妨げない。

委員の選出は前年度学年委員が主導して学級の保護者会で決定する。

1、学年委員会

各学級2名ずつ選出し、委員内から各学年の代表1名を学年委員長とする。

学年、学級を主体とし本会の目的達成のための活動をおこなう。

2、地区委員会

各学級2名ずつ選出し、各学年より代表1名を副委員長とする。

委員長1名は役員会の推薦を通じ会長が任命し、年度始め総会で報告する。

地域の活動を主体とし、本会の目的達成のための活動をおこなう。

3、広報委員会

各学級1名ずつ選出する。委員長1名は役員会の推薦を通じ会長が任命し、年度始め総会で報告する。副委員長は委員内より若干名選出する。

広報活動を主体とし、本会の目的達成のための活動をおこなう。

4、卒業対策委員会

6年生の各学級3名ずつ選出する。委員内より委員長1名と副委員長1名を選出し、必要に応じて会計や書記を設けることができる。

卒業に関する活動を主体とし、本会の目的達成のための活動をおこなう。

5、その他

周年行事委員会・会則改正委員会・内規改正委員会など、役員会が必要と認めた委員を臨時に召集することができる。これらの臨時の委員会について、構成員や任期は役員会でその都度定めるものとする。

第5章 会 議

第13条 本会の会議は下記のとおりとする。

1、総会 2、役員会 3、実行委員会 4、各種委員会

第14条 総会は最高の議決機関であり、その成立には会員の5分の1以上の出席を必要とし（委任状を含む）、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、やむを得ない事情がある場合は、書面による総会開催も可能とする。書面による総会の成立には会員の5分の1以上の有効票（委任状を含む）を必要とし、決議は有効票の過半数の同意を必要とする。

年度始め 前年度事業報告並びに会計決算報告、事業計画、予算案、各種委員会構成等の議決と承認をおこなう。

臨時総会 会員の5分の1以上の要求があった時、または会長が必要と認めた時に随時開催する。

第15条 役員会は会長・副会長で構成し、必要に応じて本会役員を召集する。実行委員会に提出する原案の作成、PTA活動の運営および緊急事項の審議決定をする。

第16条 実行委員会は役員、各種委員の代表者並びに教員若干名をもって構成しその任務は次のとおりとする。

1、任務

イ 総会で決定した委員事務の処理

ロ 総会に提出する原案の審議

ハ その他必要と認められる事項

2、必要に応じて年に数回開催する。

第17条 各種委員会はそれぞれの委員に分かれて会議を行うことができる。

第6章 改正

第18条 会則は総会において出席者の3分の2以上(委任状を含む)の賛成により改正することができる。

第7章 個人情報

第19条 本会がPTA活動を推進するため必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 付則

第20条 本会の運営に必要な場合は実行委員会において協議のうえ内規を定めることができる。

第21条 会長は実行委員会の了承をえて顧問、相談役を推薦することができる。但し再任を妨げない。

第22条 本会則は平成8年4月1日より実施する。

附記

会則改正 平成30年5月12日

令和2年7月14日

令和3年5月8日